

令和3年2月5日

保護者 様

流山市教育委員会

新型コロナウイルスの感染予防について

平素より、本市の教育活動及び感染症対策に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。
令和3年1月7日に国から発令された緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年3月7日まで延長されました。

各校においても、これまで国や県のガイドラインに基づき、感染拡大防止に取り組んでいるところです。

つきましては、これ以上の感染拡大を何としても抑えるため、下記の事項について、引き続きお子様に御指導いただくとともに、保護者の皆様におかれましても感染拡大防止に御理解と御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 外出に関して、以下の点について御指導ください。
 - 下校時は寄り道をせず、速やかに帰宅する。
 - 感染リスクの高い場所への不要不急の外出は極力控える。
 - 20時以降の不要不急の外出は自粛する。
- 2 お子様自ら感染予防に留意し行動できるよう、こまめな手洗い・手指消毒、マスクの着用、3密（密接、密集、密閉）の回避等の基本的な感染症対策について御指導をお願いいたします。
- 3 毎朝、検温と体調確認を必ず行い、発熱や風邪症状等がある場合には登校を控えるとともに、医療機関等へ速やかに相談してください。
- 4 再度のお願いとなりますが、以下の場合は、御家庭から学校に速やかに連絡を入れていただくようお願いいたします。兄弟や姉妹がそれぞれ小学校と中学校に在籍している場合には、両方の学校に連絡をお願いいたします。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1)児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合。(2)児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合（同居の御家族が感染した等）。(3)同居の御家族が濃厚接触者に特定された場合。(4)児童生徒等又は同居の御家族が濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等でPCR検査等を受ける場合。 |
|---|

※ (2)～(4)については、PCR検査等の結果が判明するまで、児童生徒等には自宅療養させ、登校を控えさせてください。この場合、欠席として扱われません。